

# The Pacific Riding Horse Breeders Community

パシフィック ライディングホース ブリーダーズ コミュニティ

## 会則

制定 2007年10月20日

# 会則

(名称)

- 第1条 名称をパシフィック ライディングホース ブリーダーズ コミュニティ (以下コミュニティという。) という。  
英文名を The Pacific Riding Horse Breeders Community という。  
略称名を PRBC という。

(所在地及び事務所)

- 第2条 本コミュニティの主たる事務所を以下の所に置くものとする。  
〒289-1124 千葉県八街市山田台 222-2

(目的)

- 第3条 本コミュニティの目的は、質の高い乗用馬の繁殖生産を促進し、乗用馬の質の向上を通じて、乗用馬に関する情報の管理業務及び乗馬社会の健全なる機能と発展を期すものとする。
- 第4条 本コミュニティは、乗馬社会の健全なる機能と発展を阻害する恐れのある行為に対して、毅然たる行動を起こし、これを排除するものとする。また、第三者を誹謗することを以て第三者の生活・営業行為に対する妨害行為に対しても同様とする。

(主な業務)

- 第5条 本コミュニティの主な業務内容は、以下の通りとする。

- ① 乗用馬の登録管理。
- ② 乗用馬の情報管理。
- ③ 乗用馬の生産繁殖に関する管理業務。
- ④ 乗用馬の生産繁殖の促進業務。
- ⑤ 乗用馬の調教に関する技術革新。
- ⑥ 乗馬の普及、宣伝、広報に関する業務。
- ⑦ 会員の登録管理。
- ⑧ 会員の競技記録等の情報管理。
- ⑨ 乗馬競技大会の開催。
- ⑩ 乗馬競技大会の公認並びに後援業務。
- ⑪ 乗馬競技大会における情報の記録及び管理。
- ⑫ 会報並びに情報誌の発行。

⑬ その他本コミュニティの目的に付帯する一切の業務。

(構成)

第6条 本コミュニティは、個人の会員によって構成するものとする。

(会計年度)

第7条 本コミュニティの会計年度は、1月1日より12月31日とする。

(総会)

第8条 本コミュニティは、会則の制定変更等をはじめとする重要事項の最高決定機関を総会と定め、会員総数の過半数の出席を以て成立し、出席会員総数の過半数の賛同を以て議決権を行使できるものとする。

第9条 総会は、選挙によって5名以上15名以内の理事を選出し、この理事が構成する理事会に、本コミュニティの運営を委嘱するものとする。

また総会は、2名の監査役を選出して、会計及び運営全般の監査業務を委嘱するものとする。

第10条 総会は、過半数の決議によって理事、監査役の任免及び会長、副会長その他委員会役員任免、また会員の除名を成すことができる。

第11条 総会の議長は、会長がこれを務めるものとする。但し、会長が何らかの事由によりこれを務めるものできない場合は、副会長がこの任に当たるものとし、また副会長が就任できない場合は、理事会で選出するものとする。

更にまたこれもできない場合は、総会で選出するものとする。

(任期)

第12条 理事、監査役及び会長、副会長の任期は、2年とする。任期未了により欠員が生じて、これを補充した場合は、前任者の未了期間を任期とする。

(理事会)

第13条 総会によって選出された理事は、理事総数の過半数の出席する理事会において、会長及び若干名の副会長を互選して、本コミュニティの運営に当たるものとする。

第14条 理事会は、必要に応じて会則に定められる範囲で運営規則を設けて、本コミュニティの運営を成すものとする。

第15条 理事会は、必要に応じて業務を円滑に運営するために各種委員会を設置することができる。

第16条 理事会は、2/3以上の賛成により会員の除名を成すことができる。この場

合、最低1回本人の弁明の機会を与えるものとする。

第17条 理事会は、会計年度終了日後2ヶ月以内に定時の総会を招集しなければならない。

第18条 理事会は、前条の定時総会開催のため開催日の最低1ヶ月以上前に、開催日及び会場等を会員に通知して、これを行わなければならない。

第19条 理事会は、過半数の議決を以て会長及び副会長の罷免を成すことができる。

第20条 理事会は、入会の申込のあった者を本コミュニティの理念及び目的に照らして審査し、入会の認否を決定するものとする。

#### (監査役)

第21条 監査役は、会計及び運営全般に置いて会則及びその他諸規則に基づいて、適正になされているかどうかについて監査するものとする。

#### (会員)

第22条 会員とは、本コミュニティが定める諸手続に基づいて入会を申込、理事会の審査を経て入会を認められた者をいう。

第23条 会員の有効期限は1年間とし、毎年更新手続きをするものとする。また期中において入会した場合は、会計年度末日までを有効期限とする。

第24条 会員は、本コミュニティの理念を理解し会則を遵守して、その目的の積極的推進者としてその責務を負うものとする。

第25条 会員は、本コミュニティが運営する上でその権利を有し、総会においてその権利を行使することができる。また、総会において会員の権利を第三者に委任する場合は、その第三者が本コミュニティの会員である場合に限り、これを認めるものとする。但しその権利を第三者に譲渡することはできない。

#### (除名)

第26条 会員は、以下の規定に違背したとき、本コミュニティから除名処分をされるものとする。

- (1) 第24条の規定に違背して、総会並びに理事会において、除名処分を決定した場合。
- (2) 本コミュニティが規定する諸料金の納入を怠り、再三の請求に関わらず納入しなかった者。
- (3) 本コミュニティの理念、目的に著しく違背したと総会並びに理事会が判断した者。

以上